

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝等に関する見解並びに要請

仏教徒である私たちは、釈尊の御教えである「いのちの尊重」「慈悲の精神」に反し、かつて戦争にかかわったことへの反省に立ち、争いのない平和な世界をめざして様々な活動を行っております。

本年も「戦没者を追悼し平和を祈念する日」が近づいてまいりました。本会の加盟団体に所属する全国七万余の寺院においても、太平洋戦争をはじめ、あらゆる戦争や紛争によって亡くなられた方々を追悼し、平和を願う法要が営まれております。

日本政府においては、日本武道館で開催される全国戦没者追悼式や、千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式に、首相をはじめ閣僚らが参列されています。戦没者を追悼し、平和への誓いを新たにするために、政府がこれらの追悼式・拝礼式に参列することには大きな意義があると考えます。

その一方で、本会は一九八一（昭和五十六）年以来、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対し、一貫して反対の意思を表明してまいりました。靖国神社が、かつて国家神道の象徴的存在として位置づけられ、戦没した軍人・軍属を祭神として祀ることを通じて、戦争遂行を精神的に支える役割を果たしたことは歴史的事実であります。

終戦後、日本国憲法が制定され、日本は平和国家を目指すべく戦争放棄を明確に謳い、信教の自由と厳格な政教分離の原則が定められました。同憲法の下、靖国神社は国家の管理を離れ、他の神社・寺院・教会と同様に、宗教法人法に基づく一宗教法人となりました。そのような宗教法人に対し、首相及び閣僚が公的な立場で参拝することは、日本国憲法が定める「信教の自由」および「政教分離」の原則との関係において重大な問題をはらむものと考えます。また、その行為は、戦後の憲法秩序のもとで宗教法人となった靖国神社に対し、なお特別な公的意義を付与するものと受け取られかねません。

高市総理におかれましては、靖国神社の春季例大祭に際し、「内閣総理大臣 高市早苗」として真榊を奉納されたと報じられております。ここに、「信教の自由」と「政教分離」の原則を踏まえ、賢明なご判断により、適切な行動をとられますようお願い申し上げます。

二〇二六（令和八）年七月二十三日

公益財団法人 全日本仏教会

理事長 中村 見自

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

